

## 評議員、理事、監事の報酬及び費用の規定

### (評議員の報酬)

第1条 評議員に対して、各年度の総額が8万円を超えない範囲で、次条において定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### (評議員の報酬基準)

第2条 前条で支給する報酬の基準は、1回の出会に対して5千円とする。

### (理事の報酬)

第3条 理事に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、次条において定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### (理事の報酬基準)

第4条 前条で支給する報酬の基準は、1回の出会に対して5千円とする。ただし、当法人より給与を支給されている者に対しては、報酬は支給しない。

### (監事の報酬)

第5条 監事に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、次条において定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### (監事の報酬基準)

第6条 前条で支給する報酬の基準は、1回の出会に対して5千円とする。

### (旅費の支給)

第7条 評議員、理事、監事に対して、その出会に応じて報酬の他に旅費を支給することができる。その報酬の額は当法人旅費規定に準ずる。ただし、日当は支給しない。

### 附則

この規定は、平成29年6月1日より施行する。